

教会総会決議の取り扱い

2021年5月17日に金井美彦と萩原高行は以下のように教会総会決議の取り扱いに関して理解が一致した。

1. 総会決議は教会の総意である
2. 牧師及び役員会は総会決議を尊重する。ただし従えないこともある
3. 牧師あるいは役員会が異なる判断を下した場合でも総会決議は有効で、無効化を含め決議内容を変更するためには新たな総会決議が必要である。

なお、金井美彦は上記の理解に対して、以下の表現を用いるものとする。

「牧師及び役員会は総会決議を教会の総意とみなし、尊重する。

ただし、緊急の事態や教会活動に支障があると牧師及び役員会の判断した場合、その判断が決議に優先する。」

萩原高行は上記の理解に対して、以下の条件が必要であると主張した。

「2に関しては牧師及び役員かに関わらず全ての会員は総会決議に従うものとする。ただし、それぞれの信仰理解により従えないことがあることを許容する。3に関しては新たな総会決議が必要だけでなく会員からの異議を総会開始前に包み隠さず開示し、異なる判断を下したという事実とその理由を事前に開示しなければいけない」

以上